

不正競争防止法の一部を改正する法律について

経済産業省
知的財産政策室

目次

・ 今回の法改正の背景について

- 「営業秘密」の位置づけと現状
- 営業秘密の保護に係る制度整備の経緯
- 営業秘密の侵害事例
- 改正の視点

・ 改正前の制度と改正の方向について

- 改正前の営業秘密侵害罪の概要
- 改正前の制度の枠組みと営業秘密保護の在り方
- 営業秘密の実効的な保護に向けた改正課題

・ 主な改正の内容について

- 営業秘密侵害罪の目的要件の変更
- 営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲の見直し
- 従業者等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入

・ 継続検討事項

- 刑事訴訟手続の在り方について

・ 今回の法改正の背景について

・ 今回の法改正の背景について

「営業秘密」の位置づけと現状

知識集約型経済の発展に伴い、無形資産である技術・ノウハウ・アイデア等の価値ある情報の作成、管理、利用等の重要性が高まっている。

事業者は、このような価値ある情報を、「営業秘密」として管理し、情報の中身を秘匿化することにより、他社との差別化・優位性を保持する。

通信インフラや伝達媒体機器の技術発達等による情報の移転が容易になったこと等を背景として、不正な行為により秘密管理体制が突破されるという事案が多発し、社会問題となっていた。

・ 今回の法改正の背景について

営業秘密の保護に係る制度整備の経緯

平成 2年 秘密管理性・有用性・非公知性の3要件を充たす「営業秘密」の不正取得・使用・開示行為に対する民事保護規定の創設

平成15年 「営業秘密侵害罪」の創設

→営業秘密侵害行為のうち、特に違法性の高い行為類型に限定して刑事罰の対象とする

平成16年 民事訴訟における営業秘密保護のための秘密保持命令制度、当事者尋問等の公開停止規定の導入

平成17年 「営業秘密侵害罪」の罰則強化

→国外犯規定の導入、退職者処罰の導入

平成18年 「営業秘密侵害罪」の罰則強化

→懲役刑の上限を10年、罰金刑の上限を1000万円、法人重課の上限を3億円に引き上げ

・ 今回の法改正の背景について

営業秘密の侵害事例

< 従業員による機密情報の不正な持ち出し >

ある企業に勤務する従業員が、当該企業が秘密として管理する図面データ等を貸与パソコンに大量にダウンロードし、無断で繰り返し自宅に持ち帰っていた。これを知った同社が同従業員に事情聴取を行ったところ、持ち出されたデータはどこにも残っておらず、さらに貸与パソコンに記録媒体を装着した痕跡があり、貸与パソコンから不正にコピーがなされたと見られる私用パソコンは破壊されており、データの使用や外部への送信について確認することはできなかった。

< 外国政府によるデュアル・ユース技術の不正取得 >

元ロシア共和国在日大使館職員が、光学系機器メーカー従業員から、軍事転用されるおそれのある光通信の機密部品を不正に入手した。元大使館職員は警察の出頭要請に応じず帰国し、元従業員についても起訴猶予処分(窃盗罪)となった。

< 取引先企業によるノウハウの取り上げ >

ある企業が、取引先企業から業務提携を前提として試作品を提供してほしい旨の申出を受け、試作品とその設計図面を提供したところ、取引先企業がその複製の作成をし、当該設計図面をもとに自社の製品として勝手に製品化をしてしまった。

・ 今回の法改正の背景について

改正の視点 無形の技術・ノウハウ・アイデアの保護の重要性

- 企業活動を支える現場の労働者・技術者が生み出す技術情報等の営業秘密は、企業の長年の取組や多額の投資の結集であり、企業の収益を生み出す源としての価値を有している（根源性）。
- こうした営業秘密は一度侵害されると瞬時に拡散し、その回復が極めて困難となる（不可逆性・回復困難性）。
- 人的・組織的な管理といった相対的に安定性を欠く管理に頼らざるを得ないことから、侵害に対する予防には限界があるという性質を内包している（予防困難性）。
- 営業秘密については、企業内部における適切な管理と、法律による侵害行為に対する実効的な抑止を通じて保護が図られることが重要。

・ 今回の法改正の背景について

改正の視点 IT時代への対応

- 現在のIT化・ネットワーク化の進展は、営業秘密の侵害を容易にするとともに、一度侵害されれば瞬時にして拡散し、企業に回復不能な損害を与えうる状況を生み出している。
- また、企業活動が共通の情報インフラに依存し、企業間の相互依存関係が深化した結果、営業秘密の流出は、単に一企業の損害に止まらず、他企業の活動にも大きな影響を及ぼすものとなっている。
- こうしたIT化・ネットワーク化の進展に対応しうる適切な営業秘密保護の要請が高まっている。

・ 今回の法改正の背景について

改正の視点 オープン・イノベーションの促進

- 我が国企業が激化する国際競争を勝ち抜いていく上では、自前の技術・ノウハウに加え、組織外部の技術・ノウハウをも活用しつつ、新しい知の創造を実現するオープン・イノベーションの促進が求められている。
- オープン・イノベーションの促進の実現のためには、それぞれの企業が保有する営業秘密を相互に開示し、それを活用していく必要があるが、そのためには、企業が保有する営業秘密が適切に保護される制度的基盤が必要不可欠。

・ 今回の法改正の背景について

参考 今回の法改正に係る審議等の経緯

- 平成20年 9月 産業構造審議会で法改正の内容に関する審議開始
12月 報告書案のパブリックコメント開始(平成21年1月末まで)
- 平成21年 2月 報告書とりまとめ(16日)
改正法案を第171回通常国会に提出(27日)
- 4月 参議院・本会議で全会一致で可決(10日)
衆議院・本会議で全会一致で可決・成立(21日)
改正法の公布(30日)

なお、改正法は、「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とされている(平成21年改正法附則)。

・ 改正前の制度と改正の方向について

・ 改正前の制度と改正の方向について

改正前の営業秘密侵害罪の概要

原則として、事業者の営業秘密を、不正の競争の目的で、不正な手段で取得した上、自ら使用したり、第三者に開示する行為について、「営業秘密侵害罪」として、懲役10年・罰金1000万円を科すものとしている。

営業秘密とは

営業秘密とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」(第2条第6項)とされており、以下の3要件を満たすことが必要。

秘密として管理されていること(秘密管理性)

- 情報にアクセスできる者を制限すること (アクセス制限)
- 情報にアクセスした者にそれが秘密であると認識できること (客観的認識可能性)

有用な営業上又は技術上の情報であること(有用性)

当該情報自体が客観的に事業活動に利用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであること。現実に利用されていなくてもいい。

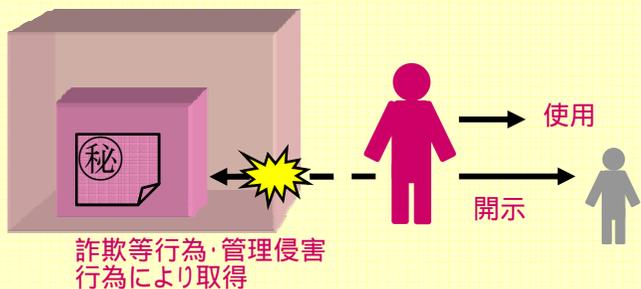
公然と知られていないこと(非公知性)

保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。

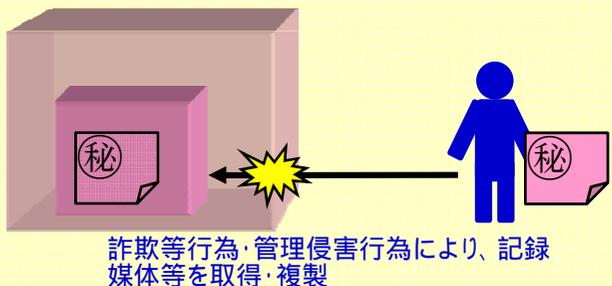
<参考> 営業秘密侵害罪の類型（不正競争防止法第21条第1項）

➢ 営業秘密の不正な取得・使用・開示行為のうち、悪質な行為が、刑事罰の対象
 ➢ いずれの場合にも、「不正の競争の目的」という主観的要件が必要

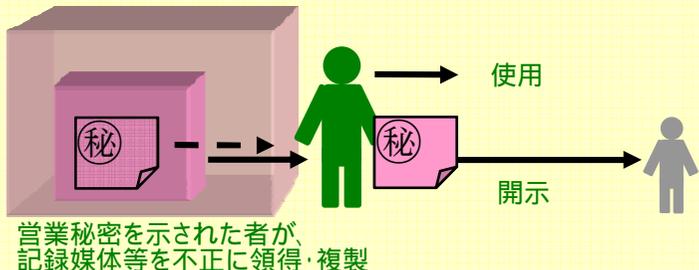
(1号) 営業秘密を不正に取得し、不正の競争の目的で、使用又は開示する行為



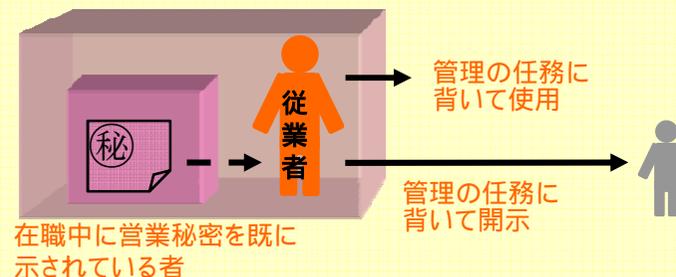
(2号) 営業秘密の不正の競争の目的での使用又は開示を目的として、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、保有者が管理している営業秘密記録媒体等を取得し又は複製を作成する行為



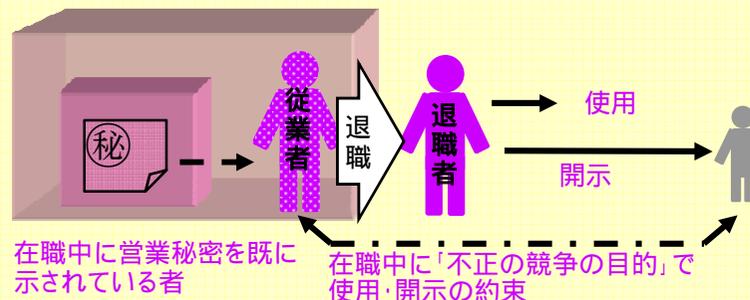
(3号) 営業秘密を保有者から示された者が、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領等任務に背く行為によって、保有者が管理している営業秘密記録媒体等を領得し、又は複製を作成し、その営業秘密を使用又は開示する行為



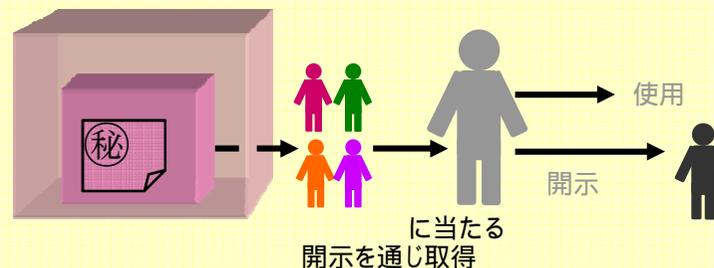
(4号) 営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業員が、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為



(5号) 営業秘密を保有者から示された退職者が、不正の競争の目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、退職後に使用又は開示する行為



(6号) 不正の競争の目的で、～ の罪に当たる開示によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為



・ 改正前の制度と改正の方向について

改正前の制度の枠組みと営業秘密保護の在り方

営業秘密の法的保護の一翼を担うものとして平成15年に創設された営業秘密侵害罪は、創設当時の営業秘密をめぐる企業環境及び当時の社会状況に応じつつも、その当時においては財産的価値ある情報を保護するための刑事罰という新しい罰則規定であることなどにかんがみ、極めて慎重かつ謙抑的にその構成要件が設けられた。

しかし、営業秘密という財産的情報の特殊性や重要性(7頁)に着目し、現在の営業秘密をめぐる状況(8頁)及び営業秘密の保護が果たす役割(9頁)にかんがみると、以下のような営業秘密侵害のケースをも処罰対象とできるよう、より実効的な保護を図る必要がある。

ケース1

A社の商品開発部に勤務しているBは、上司である商品開発部長に叱責され、A社の会社方針に反感を抱き、同部長がA社から管理権者とされ、Bを含む同部に配属している従業者のみに開示されていたA社の営業秘密(開発中の商品に関する情報)を、匿名で第三者が開設するホームページへ書き込みを多数回行うことで、A社がその情報管理体制等についての信用を損なうことになればいいと考え、これを実行した。

ケース2

C社の従業者Dは、C社の保有する営業秘密を示されたところ、C社の内部規程によって当該営業秘密の複製を無断で作成することが禁止されていたにもかかわらず、C社の同業者であるE社に当該営業秘密を売り込む目的で、当該営業秘密の記録された磁気情報を管理しているサーバーにアクセスして当該営業秘密を自己のCD-ROMに無断でコピーした。その後、C社の情報管理部門担当者が上記アクセス及びコピーの履歴に気づいたため、Dを追及したが、開示などしていないと説明した。

・ 改正前の制度と改正の方向について

営業秘密の実効的な保護に向けた改正課題

1. 目的要件の在り方について

現行法 は、内部告発行為等を処罰対象としないことを明確にするという見地から、「不正の競争の目的」が構成要件要素。

しかし、たとえ営業秘密侵害の目的が必ずしも競争関係の存在を前提とするものでなかったとしても、営業秘密の侵害は、事業者の競争力の源泉たる営業秘密の財産的価値を毀損し、公正な競争秩序を害する。

そこで、内部告発行為等正当な行為を処罰の対象外としつつ、適正な処罰範囲を確保することができるよう、目的要件の在り方の見直しが求められる。

以下「現行法」とは、今回の法改正前の法律を指す。

改正前の制度と改正の方向について

2. 処罰対象行為の在り方について

現行法は、構成要件を極めて限定的にし、営業秘密に対する直接的な法益侵害行為としての使用・開示行為以前の行為は処罰対象外。第三者等による不正な取得行為は記録媒体等を介する場合のみが処罰対象。

しかし、使用・開示行為は密行性が高く立証が困難であると同時に、使用・開示行為以前の営業秘密の不正な入手時点で、保有者の管理体制が害され、その営業秘密は不正な使用・開示の高度の危険性。

そこで、営業秘密の特性(7頁)等にかんがみ、営業秘密の万全な保護のためには、営業秘密への侵害にかかる処罰対象行為の見直しが求められる。

なお、米国、英国、独国等の諸外国においては、内部者による営業秘密の不正な入手行為自体に対しても刑事罰をもって対処しており、諸外国に比して我が国の処罰の介入時期が遅れている結果、グローバル企業にとって我が国が営業秘密のセキュリティホールとなり、外国法人が我が国において事業活動を行ったり、我が国企業を共同研究のパートナーとしたりすることを差し控える動きが生じているとの指摘もある。

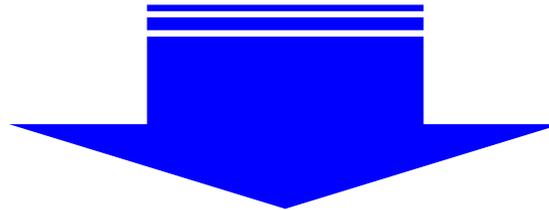
・ 改正前の制度と改正の方向について

3 . 刑事訴訟手続の在り方について

営業秘密侵害罪は、営業秘密の内容が審理の過程で公開され被害者が害されるおそれがあるため親告罪とされている。

しかし、刑事訴訟手続において営業秘密を保護する特別の措置は設けられていないため、告訴を躊躇してしまうという指摘がなされている。

そこで、裁判公開原則、被告人の防御権、訴訟手続の円滑性等に十分に配慮しつつ、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続において、営業秘密の内容を保護するための訴訟手続の在り方を構築することが求められる。



営業秘密を適切に保護し、国内産業の発展や国内企業の国際競争力の維持強化を図るためには、これら1. ~ 3. の点について適切な措置を講ずる必要があり、これは我が国にとって極めて早急な対応の求められる課題。

. 主な改正の内容について

・ 主な改正の内容について

主な改正内容

(1) 営業秘密侵害罪の目的要件の変更

(2) 処罰対象行為の見直し

第三者等による営業秘密の不正な取得に対する刑事罰
の対象範囲の見直し
従業者等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入

継続検討事項

刑事訴訟手続の在り方について

(1) 営業秘密侵害罪の目的要件の変更

現行法

第21条第1項各号の目的要件

「不正の競争の目的で」

「不正の競争の目的」

自己を含む特定の競業者を競争上優位に立たせるような目的を意味し、具体的には、以下のような場合がこれに当たるものとされている。

侵害者が競業関係になる自らの事業に使用する場合

侵害者が特定の競業者に開示する場合

特定の競業者を競争上優位な立場にするため、侵害者が不特定多数に開示する場合

改正

改正法

第21条第1項各号の目的要件

「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」(図利加害目的)

「不正の利益を得る目的」= 公序良俗又は信義則に反する形で自己又は第三者の不当な利益を図る目的。

「保有者に損害を加える目的」= 保有者に対して財産上の損害、信用の失墜、その他の有形無形の不当な損害を加える目的。

(1) 営業秘密侵害罪の目的要件の変更

< 改正の趣旨 >

現行法においては、構成要件上「不正の競争の目的」が要求されていることから、不正の利益を得るため海外政府等に営業秘密を開示する行為や、保有者を単に害するため営業秘密をネット上の掲示板に書き込む愉快犯的な行為など競争関係を認め得ない場合は処罰の対象外。

しかし、こうした行為も営業秘密に対する違法性(当罰性)の高い侵害行為として処罰対象とする必要。

他方で、不正な行為によるものとはいえ、保有者のために行った場合や正当な目的で行った場合にまで構成要件に該当するものとするべきではない。

そこで、正当な目的等で行われる場合を処罰範囲から明確に除外しつつ、当罰性の高い行為を処罰対象とするため、「不正の競争の目的で」を、「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」(図利加害目的)と改めた。

(2) - 営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲の見直し

現行法

第21条第1項第2号

二 前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、**営業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取得した者**

- イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得すること。
- ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

「詐欺等行為」 = 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為。

「管理侵害行為」 = 財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為など。

「取得」 = 詐欺等行為又は管理侵害行為によって、自己又は第三者が営業秘密を知得すること(再現可能な程度に記憶すること)又は営業秘密記録媒体等を占有すること。

(改正後は、「営業秘密記録媒体等」は「営業秘密記録媒体等又は営業秘密が化体された物件」となる。)

「営業秘密記録媒体等」 = 営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体。

(改正後は、「営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体」となる。)

改正

改正法

第21条第1項第1号

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為 又は管理侵害行為により、**営業秘密を取得した者**

(2) - 営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲の見直し

< 改正の趣旨 >

現行法においては、第三者等が、詐欺等行為又は管理侵害行為という違法性の高い行為を行った上で、かつ、取得行為が営業秘密記録媒体等を介した方法によって営業秘密を不正に取得した場合のみが処罰対象。

したがって、詐欺等行為又は管理侵害行為により営業秘密を記憶する場合や、詐欺等行為又は管理侵害行為により営業秘密記録媒体等に記録等されていない営業秘密(会議における会話)を盗聴等する場合は、処罰の対象外。

しかし、営業秘密の性質(7頁)及びその重要性にかんがみると、第三者等が、詐欺等行為又は管理侵害行為という違法性の高い行為により、保有者による営業秘密の管理体制を侵害し、その営業秘密をほしいままにすることができる状態に置くことは、営業秘密の財産的価値や公正な競争秩序の維持を侵害する蓋然性が高い行為。

そこで、詐欺等行為又は管理侵害行為という違法性が高い不正行為によって、営業秘密を取得した場合には、その取得方法を営業秘密記録媒体等を介した方法に限定することなく処罰対象とした。

なお、営業秘密の性質(7頁)及びその重要性にかんがみ、不正な取得により、保有者による営業秘密の管理体制を侵害しその営業秘密をほしいままにすることができる状態に置くことは、営業秘密の財産的価値や公正な競争秩序の維持を侵害する蓋然性が高く、不正使用・不正開示以前において、それ自体独立した当罰性の認められるものであることから、改正法における構成要件の位置づけとして、不正な取得に係る罪を第1号とし、不正な取得後の使用・開示に係る罪を第2号とした。

(2) - 従業者等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入

現行法

第21条第1項第3号

三 営業秘密を保有者から示された者であって、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

- イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を領得すること。
- ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

改正

改正法

第21条第1項第3号

三 営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

- イ 営業秘密記録媒体等又は営業秘密が化体された物件を横領すること。
- ロ 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。
- ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

「営業秘密の管理に係る任務」= 営業秘密の保有者との間の秘密保持契約等によって課せられた、営業秘密の秘密性を保持すべき義務のこと(現行法第21条第1項第4号等参照。従業者や取引先などがそのような任務を負う者の典型)。

「領得」= 営業秘密を保有者から示された者が、その営業秘密を管理する任務に背いて、権限なく営業秘密を保有者の管理支配外に置く意志の発現行為。

「仮装」= 自己の媒体等に記録等された営業秘密を消去した旨の書面を交付するなど、実際には記録等を消去していないにもかかわらず、それが既に消去されているかのような虚偽の外観を作出すること。

(2) - 従業者等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入

< 改正の趣旨 >

現行法においては、従業者や取引先等、営業秘密を保有者から示された者については、使用・開示に至った段階で初めて刑事罰の対象。

しかしながら、営業秘密の性質(7頁)及びその重要性にかんがみると、営業秘密を示された者が、その管理任務に違背して、その営業秘密を保有者の管理下から離れさせて、自己のほしのままに利用・処分することができるようにすること(営業秘密の領得行為)は、不正な使用・開示による法益侵害の危険性を著しく高めるものであり、それ自体違法性の高い当罰的な行為。

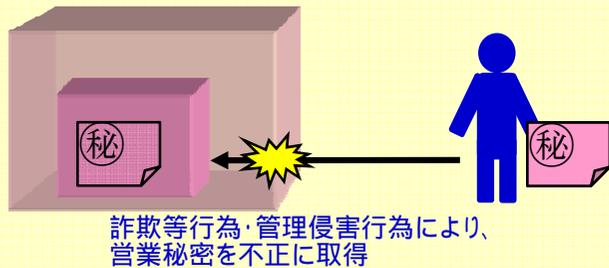
他方、刑事罰の謙抑性・処罰対象の明確性の観点からは、営業秘密の領得行為をすべて処罰対象とするのではなく、とりわけ違法性の高いものに限定すべき。

そこで、記録媒体などの横領、記録媒体などの記録の複製作成、記録媒体などの記録の消去義務に違反した上で消去したように仮装する行為、という方法で、営業秘密を領得した場合に限定した上で、処罰対象とした。

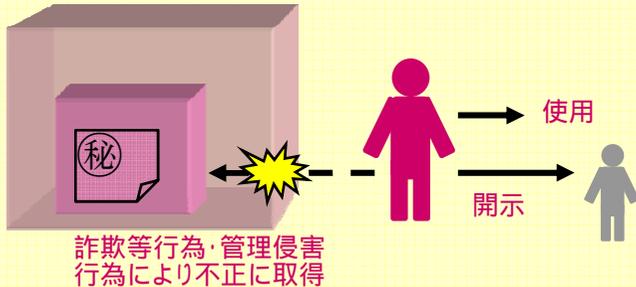
なお、営業秘密の領得は、保有者の営業秘密の管理体制を侵害し、営業秘密の財産的価値や公正な競争秩序を害する蓋然性の高い行為であるところ、その後の不正使用・不正開示は、営業秘密の財産的価値や公正な競争秩序を現実に害するものであるところから、不正使用・不正開示も領得とは別個に刑事罰の対象とした(改正法第21条第1項第4号)。

< 参考 > 改正後の営業秘密侵害罪の類型（不正競争防止法第21条第1項）

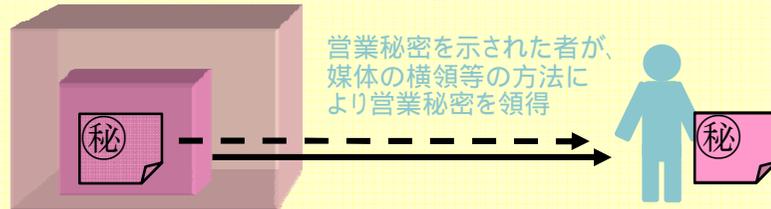
(1号) 図利加害目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、営業秘密を不正に取得する行為



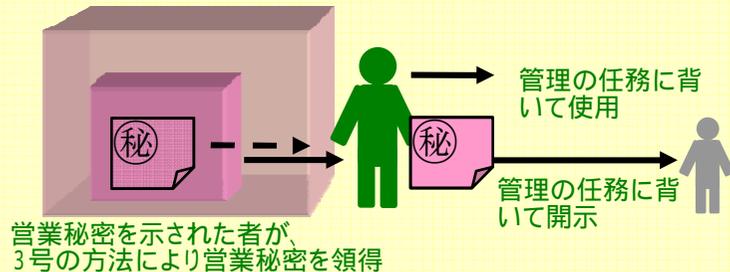
(2号) 不正に取得した営業秘密を、図利加害目的で、使用又は開示する行為



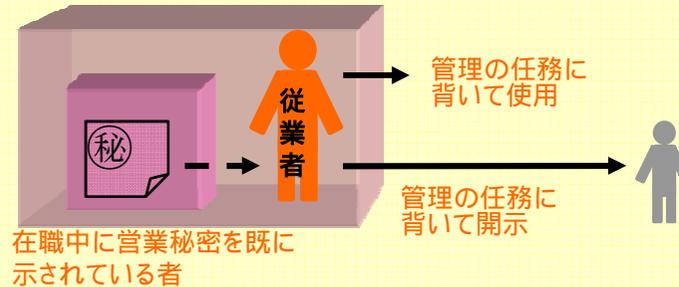
(3号) 営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、(イ)媒体等の横領、(ロ)複製の作成、(ハ)消去義務違反 + 仮装、のいずれかの方法により営業秘密を領得する行為



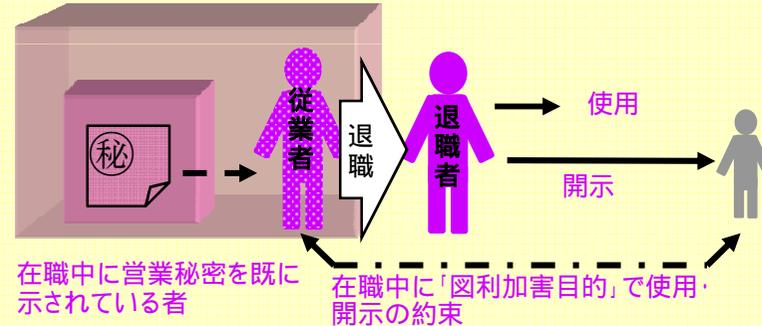
(4号) 営業秘密を保有者から示された者が、第3号の方法によって領得した営業秘密を、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用又は開示する行為



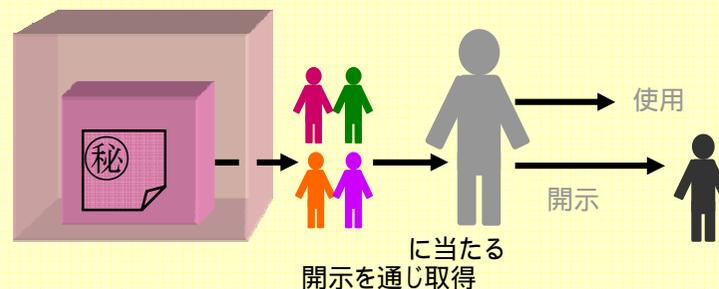
(5号) 営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為



(6号) 営業秘密を保有者から示された退職者が、図利加害目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、退職後に使用又は開示する行為



(7号) 図利加害目的で、(1号)～(6号)の罪に当たる開示によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為



・ 継続検討事項
刑事訴訟手続の在り方について

・ 刑事訴訟手続の在り方について

問題の所在

営業秘密侵害罪は、営業秘密の内容が公判審理の過程で公開され、被害者である保有者の利益が審理の過程でさらに損なわれるおそれがあることから親告罪とされている。

しかし、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続において、営業秘密の保護のための特別の措置は設けられておらず、訴訟実務における運用に頼らざるを得ないところ、かかる運用のみでは、被害企業が告訴を行うことを思いとどまる要因を払しょくできないとの指摘がある。

具体的な検討内容

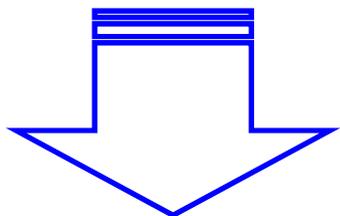
これを受けて、産業構造審議会では、営業秘密の内容に関する事項については口頭での陳述等はしないこととする決定を行えることとすること(秘匿決定)、営業秘密の内容が公になるような場合に期日外証人尋問を行えることとすること(期日外証人尋問)、憲法第82条2項本文の公開停止のできる具体的要件を明確化する規定をおくこと(公開停止)などの具体的な法的措置の検討を行ってきたところ。

今後の検討方針

このような営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続における営業秘密保護のための法的な措置の在り方については、なお引き続き検討する必要があることから、今後、法務省と共同して、可及的速やかに具体的な成案を得ることを目指すこととされた。

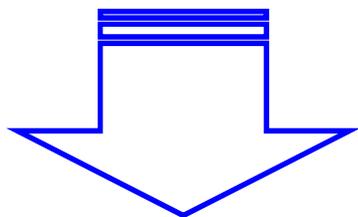
< 参考 > 営業秘密管理指針の改定等(予定)

今回の改正の趣旨を周知徹底することにより、事業者の収益を生み出す長年の現場の努力の結集である営業秘密の適切な保護を促進



今回の法改正を踏まえた上で、秘密として管理するに値する情報が、営業秘密として適切に保護されるような秘密管理の在り方についての営業秘密管理指針の改定等。

企業戦略に基づく情報資産の棚卸しによる「守るべき情報」の認識・明確化



企業成長力の源泉としての営業秘密への認識を促し、その創造・保護・活用に向けた環境整備を図ることで、産業競争力の発展を目指す。

営業秘密をめぐる企業活動・業務活動の在り方や営業秘密を取り巻く環境等の実態を十分に踏まえる必要性

不正競争防止法の一部を改正する法律に関する
ご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100 - 8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL:03 - 3501 - 3752 FAX:03 - 3501 - 3580

E - mail:chitekizaisan@meti.go.jp